

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 2 月 12 日まで
② 昭和 60 年 12 月 26 日から 62 年 10 月 1 日まで
③ 平成 4 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
④ 平成 10 年 9 月 1 日から 13 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①は、A社に、申立期間②は、B社に、申立期間③は、C社に、申立期間④は、D社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、各期間に受け取っていた給与額と標準報酬月額が異なっていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際に支給されていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間又はその一部の期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額についての具体的な回答を得ることはできなかった。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は死亡しているほか、前述の複数の者の証言により、当時、E業務を担当していたと推認される者も死亡しており、事情を聴取することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿において不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

申立期間②については、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該期間又はその一部の期間において同社に係る被保険者記録が確認できる4人（申立人を除く。）のうち、事情を聴取できた事業主は、「申立人の標準報酬月額に関する届出、保険料の納付及び控除については分からない。」と回答している。

また、B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる資格取得時（昭和60年12月26日）及び定時決定時（昭和61年10月1日）の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、当該被保険者原票及びオンライン記録において不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

申立期間③については、当該期間においてC社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額についての回答を得ることはできなかった。

また、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額等について、事業主に照会したが、回答は得られなかった。

さらに、オンライン記録上、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

申立期間④については、当該期間又はその一部の期間においてD社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうち、申立人が名前を挙げた者は、「私は、当時、事業主から、申立人の給与が36万円だったと聞いたような気がするが、F業務を担当していなかったため、誰がどのくらいの額の給与を受け取っていたかは知らないし、帳簿等も見ることがない。申立人の給与額が分かる資料は残っていない。」と述べており、当該者以外の者からも、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額についての具体的な回答を得ることはできなかった。

また、雇用保険受給資格者証に記載された平成13年11月30日の離職時の賃金日額から推認される報酬月額（15万円）は、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額と一致している。

さらに、D社が加入していたG厚生年金基金における申立人の申立期間④に係る標準給与月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、同基金は、「当時、加入員に係る届出は、複写式の様式を使用しており、通常の事務処理であれば、社会保険事務所（当時）にも同一内容の書類を提出していたと思う。」としているところ、同基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員資格取得届（資格取得日は、平成10年9月1日）及び同給与月額算定基礎届（適用年月は、平成11年10月、12年10月及び13年10月）の写しにより確認できる標準給与月額についても、

オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、事業主は、社会保険事務所に対して、オンライン記録どおりの標準報酬月額に関する届出を行っていたものと推認される。

加えて、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は死亡しており事情を聴取することができないほか、オンライン記録上、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 17 日から同年 12 月 28 日まで

私は、申立期間において、A社に雇用され、B社において勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、当該期間の記録が無かった。

所持しているCにより、申立期間の一部においてA社に雇用されていたことが確認できる上、確認できない期間においても雇用を更新され、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に雇用されていたことが確認できる。

しかし、A社の解散時の事業主は、申立期間における同社のD社員に係る厚生年金保険の加入基準について、「当時は希望者のみ加入していたと思われる。」と回答している上、当該期間又はその一部の期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の中には、「1日の勤務でも1か月分の保険料を引かれ、給料がマイナスになったこともあり、保険は要らないと言った。」「契約の際に、社会保険をどうするかの希望を聞かれたと思う。私は、年金が将来どうなるか分からなかったので、当初、掛けなかったが、健康保険に加入したかったので、途中から加入した。」と述べている者がいるところ、これらの者の同社に係る雇用保険の加入記録と厚生年金保険被保険者記録は相違しているほか、申立人が、同じ寮で同じB社において勤務していたとして名前を挙げた同僚は、同社に係る被保険者記録が確認できず、前述の複数の者のうち、申立人と

同じ寮にいたと推認される者が記憶する別の者（寮が同じで、勤務先についても、B社であった者）についても、同社に係る被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同社は必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

また、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主は死亡により事情を聴取できない上、前述の同社の解散時の事業主は、「申立てどおりの届出、保険料の納付及び控除を行ったかどうかは不明である。」と回答しているほか、前述の複数の者に聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「当時の給与額は30万円から50万円ぐらい、健康保険料及び厚生年金保険料の合計控除額は8,000円ぐらいであった。」と主張しているところ、仮に当時の標準報酬月額を30万円とした場合に算出される健康保険料及び厚生年金保険料の合計額は、申立人の主張する保険料額を大きく上回っている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。